# 変額年金保険に何が 起こったか

~リスク管理の視点から~



金融研究部門 高岡 和佳子 takaoka@nli-research.co.jp

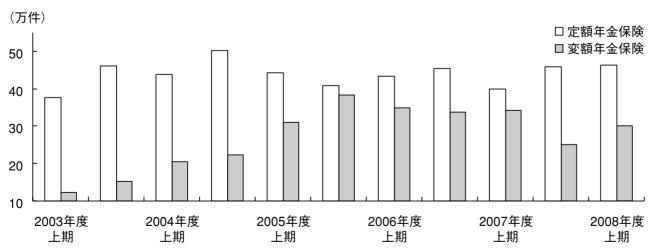
# 1---近年の販売状況

1999年に販売開始となった変額年金保険の新 規契約件数は、2002年秋の銀行窓販解禁を機に 増加し始めた。2005年度下期の新規契約件数は、 2003年度上期のそれと比べて3倍以上となり、 旧来の定額年金保険と肩を並べるまでになった。 しかし、それ以降は伸び悩み、2007年度下期に 至っては、前期比3割近くも減少している。一 方、定額年金保険の新規契約件数は、2005年度 以降も概ね増加していることから、変額年金保 険の新規契約件数の減少が、個人年金保険に対 する需要の低下に起因するものとは考えにくい (図表-1)。

図表-2の個人年金保険の新規契約件数に占 める変額年金保険の件数割合及び同時期の投資 信託の設定額の推移を見ると、両者の連動性の 高さ(注1)がうかがえる。これは、変額年金保険 が投資信託と同様、投資商品としての性質を有 することを意味する。これより、消費者の投資 商品に対する購入意欲の低下が、2006年度上期 以降の新規契約件数の伸び悩みの大幅な減少の 一因であったとも推測される。

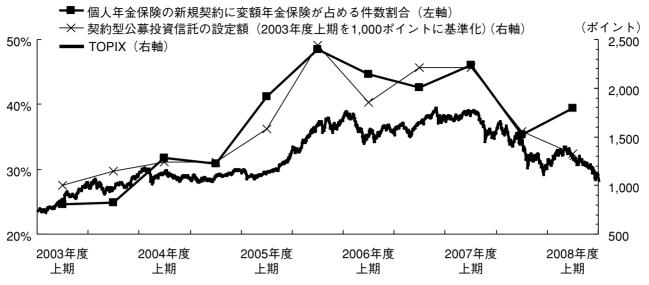
変額年金保険の販売が好調だった2005年度下 期から2007年度上期は、前後の期間に比べて株 価(TOPIX)が高かった時期と一致する (図表-2参照)。この結果、2007年夏以降の株 価下落及び円高が、一部の保険会社の期間損益 に大きな影響を与えることとなった(注2)。また、 2008年冬以降、変額年金保険のリスク負担の増 加などを理由に、変額年金保険の販売休止を発 表する保険会社が現れてきている。

「図表-1] 個人年金保険の新規契約件数の推移(半期実績)



(資料) 生命保険事業概況 (半期統計)、計団法人生命保険協会より作成

「図表-2] 投資商品の販売推移と株価との関係



(資料) 生命保険事業概況 (半期統計)、社団法人生命保険協会

本稿では、代表的な変額年金保険(注3)の一つ である年金原資保証型の仕組みなどについて説 明した上で、株価下落・円高の期間損益への影 響、並びに変額年金保険の販売休止事由ともな ったリスク負担増について考察する。

# 2--期間損益への影響

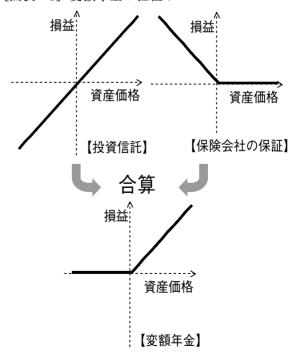
まず、年金原資保証型の変額年金保険の仕組 みと、変額年金保険購入に必要な費用及びその 性質を説明する。次に、株価下落・円高が生命 保険会社の期間損益にどのように影響するのか、 そのプロセスを確認する。

#### 1 仕組み

変額年金保険は投資信託と同様、運用成績に 応じて資産価格 (受取額) が変動する商品であ る。ただし、年金原資保証型は、満期時におい て契約時の払い込み相当額(以下、元本)が保 証されている商品である(注4)。年金原資保証型 の変額年金保険を購入することは、投資信託を 購入すると同時に、保険会社による保証(特定 時期に元本割れが生じた場合に、その差額を補

填)も購入していることに等しい(図表-3)。 そのため、投資信託における信託報酬に相当す る資産運用関係費が運用期間を通じて日々、徴 収されることに加え、保険会社による保証の対 価を含む保険契約関係費も同様に徴収される仕 組みとなっている。

[図表-3] 変額年金の仕組み



### 2 保証の対価について

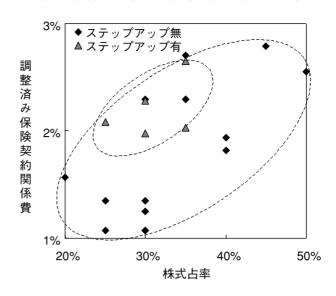
まず、保証の対価を含む保険契約関係費と運 用資産配分との関係に着目する。そこで、以下 の条件に該当する年金原資保証型一時払変額年 金保険を対象に、運用資産に占める株式占率(注 5) と保険契約関係費との関係を確認した。ただ し、商品によっては、最初に契約初期費用を徴 収するだけのものと、それに相当する費用を保 険契約関係費に含めて、日々徴収するものとが あり、単純に比較することは適切でない。その ため、ここではその差異を簡便的に調整した (調整済み) 保険契約関係費を用いている(注6)。 図表-4は、その結果を示したものである。

# 【条件】

- ●据置き期間は10年間
- ●一時払保険料と同額の最低年金原資保証 (注7) 付き商品
- ●保険契約関係費が資産価格に対して定率
- ●運用資産配分に関する情報が入手可能

株式占率が上昇するに従い、保険契約関係費 も上昇する傾向が確認できるであろう。これは 資産価格変動が大きいほど高いリターンが期待 できる一方で、損失や元本割れの可能性(期待 リスク) の程度が大きくなる分、保険会社の支 出見込みに備えた保証費用の想定が高くなる事 に起因する。なお、かなりのばらつきがあるの は、株式占率といった一つの側面に着目したの に過ぎないことに加え、災害死亡給付特約の有 無、さらには保険契約関係費に含まれる保険契 約の維持管理費用の差異などに起因しているも のと考えられる。

[図表-4] 株式占率と調整済み保険契約関係費



次に、保証の対価と最低年金原資保証の種類 との関係に着目する。運用期間中に資産価格が 特定の水準に達した場合、最低年金原資保証額 がステップアップする種類は、そうでない種類 と比べて保険契約関係費が高くなる傾向が見ら れる。この理由は、保証額がステップアップし た後に、資産価格が下落した場合を考えると明 らかである。そのような場合、ステップアップ した分だけ保証額が増加する、もしくはステッ プアップしない種類だと保証が不要にもかかわ らず保証が必要となるため、その分だけ保険会 社の保証費用の想定が高くなるからである。

#### 3 株価下落などの影響

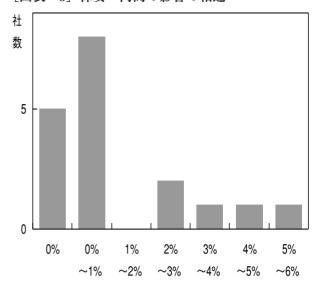
最後に、保証の対価と資産価格との関係を考 える。資産価格が最低年金原資保証額を下回る ような状況を考えると、両者が等しい状況と比 べて、保険会社の保証費用の想定が高まること は容易に想像できるであろう。以上は、保証の 対価が保険会社の保証費用の想定に応じて決定 されるという前節の内容を踏まえれば明らかで ある。

しかし、保証の対価に反映されるのは、あく までも契約時(資産価格と最低年金原資保証額 とが等しい時)の想定に過ぎないことに注意が 必要である。変額年金保険は、運用成績に応じ て資産価格が変動し、資産価格の変動に応じて 保険会社の保証費用の想定自体も変動する。も しも契約後に資産価格が下落すると、保険会社 の保証費用の想定(支出の見込み)は高くなる が、通常、保険契約関係費(資産価格に対する 率) は契約時のままで増加することはない。む しろ、資産価格が下落することで、保証の対価 を含む保険契約関係費の収入の見込みは減少す

そのため、収入の見込みと比較して支出の見 込みが超過することが考えられる。このような 場合、保険会社には将来の支払いに支障をきた すことがないように、超過額を積立てる義務が 生じる。2007年夏以降の株価下落・円高が保険 会社の2007年度期間損益へ与えた影響は、多額 の保証支払いによって生じたのではなく、むし る保険会社の保証費用(支出の見込み)の想定 が高まり、多額の積立義務が発生したことによ るものと言える。

以上が、株価下落・円高が期間損益に影響を 与えるプロセスである。では、影響はどの程度 であったのだろうか。2007年度の各社決算資料 を基に、「個人変額(年金)保険の保有契約高単 位当たり、最低保証に係る保険料積立金の対前 年度増加額」(以下、積立金増加率)を算出し、 その分布を求めたのが図表-5である。これよ り、株価下落・円高による影響を大きく受けて いる会社(2%以上)と、ほとんど影響を受け ていない会社(1%未満)とに、二分されるこ とがわかる。

#### [図表-5] 株安・円高の影響の相違



最低保証に係る保険料積立金増加額 積立金増加率= 個人変額(年金)保険の保有契約高 (資料) 2007年度各社決算資料より作成

#### 3――影響度が大小に二分される理由

等しく株価下落・円高を経験したにも関わら ず、会社によって影響の程度が大きく異なるの は何故だろうか。ここでは、まず契約時期と保 証範囲の2つの相違による効果を検証し、最後 にリスク管理の視点からその要因を考察する。

#### 1 契約時期の相違による効果

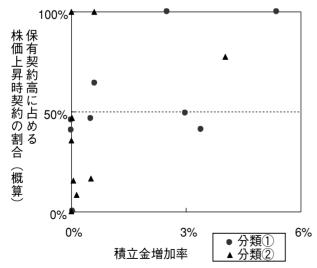
株価下落・円高による影響が大きく異なる要 因のうち、最も理解し易いのは契約時期の相違 であろう。例えば、2007年度上期の新規契約で あれば、夏以降の資産価格下落で2007年度末の 資産価格が最低年金原資保証額を大きく下回っ ている可能性が非常に高い。一方、2005年度上 期以前の契約であれば、ステップアップする種 類でない限り、2007年度末の資産価格が最低年 金原資保証額を大きく下回っている可能性は低 い (図表-2、TOPIX参照)。そのため、 2007年度上期の契約に対しては多額の積立が必 要となるが、2005年度上期以前の契約には多額 の積立は必要とならない。つまり、2005年度下 期以降の契約の占率が高い会社ほど、株価下 落・円高による影響を大きく受けることになる。

図表-6は、積立金増加率と、保有契約高の うち株価上昇時(2005年度下期~2007年度上期) に契約されたと推測できる契約の占率との関係 をプロットしたものである。確かに、株価が高 かった時期の契約が保険契約全体の50%以上を 占める会社の半数(6社中3社)が株価下落・ 円高による影響を大きく受けている(積立金増 加率が2%以上)一方で、株価が高かった時期 の契約が保険契約全体の50%未満の会社で株価 下落・円高による影響を大きく受けているのは 少ない(12社中2社)。このように契約時期の相 違による効果が確認できるが、それだけで説明 するには分布が広がりすぎている。そこで、以 下では他の要因についても検討する。

#### 2 | 保証範囲の相違

次に、保証範囲の相違が株価下落・円高によ る影響が大きく異なる要因となっていることに ついて検討する。図表-6の分類①は、契約時 の払い込み相当額である元本と同額の最低年金 原資を保証する変額年金保険を販売した会社を、

「図表-6] 契約時期、保証範囲の効果



(資料) 各社決算資料より作成

分類②は、それ以外の商品のみを販売した会社 を表している。それ以外の商品とは、変額保険 (または運用期間中の最低死亡保険金のみが保証 される変額年金保険)及び元本と同額の最低受 取総額が保証される変額年金保険などである。

このうち、前者の変額保険などは満期時の元 本保証がないため、元本と同額の最低年金原資 が保証される変額年金保険より保証範囲が狭い ことは明らかである。次に、後者の元本と同額 の最低受取総額が保証されるタイプが、最低年 金原資が保証されるタイプに比べ保証範囲が狭 いことを説明する。最低受取総額が保証される 場合は、満期時に元本を受け取ることが保証さ れない代わりに、満期後一定期間(もしくは生 涯) を通じて、毎年定額の年金が支払われ、そ の総額が元本を下回らないことが保証されてい る。

受取総額の保証額が等しいため、保証範囲も 等しく思えるが、一般的に、現在支払われる1 万円の方が将来支払われる1万円より価値が高 いため、保証される価値は等しくない。図表ー 7は、満期後に一括して元本を受け取る場合の 価値を100%とした場合に、元本相当額を分割し て一定期間を通じて均等に受け取る場合の価値 がどの程度になるかを計算して表にしたもので ある。年金受取期間や割引率にもよるが、最低 受取総額保証型の保証範囲は、最低年金原資保 証型の保証範囲に比べて1割~2割程度狭いこ とが分かる。

[図表-7] 年金原資保証と受取総額保証との相違

		年金受取期間			
		5年	10年	15年	20年
割引率	1.5%	97%	94%	90%	87%
	2.0%	96%	92%	87%	83%
	2.5%	95%	90%	85%	80%
	3.0%	94%	88%	82%	77%

分類②で株価下落・円高の影響を大きく受け ている (積立金増加率が2%以上) のは僅か (9社中1社)に止まる一方で、保証範囲が相対 的に広い変額年金保険を販売する分類①は、半 数近く(9社中4社)が、株価下落・円高の影 響を大きく受けており、保証範囲の相違による 効果が見える。しかし、契約時期の相違と同様 に、それだけでは説明が困難であろう。また、 それら二つの効果を合わせても同様である。

#### 3 リスク管理の視点から

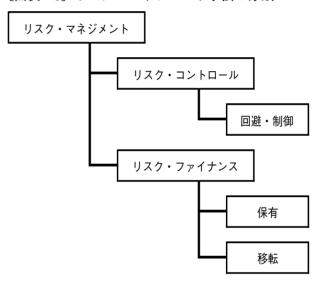
一般的に、リスク・マネジメントの手法は、 リスク自体を調節(小さく) するリスク・コン トロール(『回避・制御』)と、リスクが現実の ものとなった場合に生じる金銭的な損失に備え るリスク・ファイナンスに分類できる。さらに、 リスク・ファイナンスは、損失に備えて事前に 資金を用意しておく『保有』と、損失が生じた 場合にそれを第三者に補填させる『移転』に分 類できる(図表-8参照)。

変額年金保険を販売するリスクを、『資産価格 が低下し、多額の保証を支払うこと』と捉える ならば、『回避・制御』は、株式など価格変動の 大きい資産への配分を少なくする、保証範囲の 広い変額年金保険を販売しない又は販売を抑え るなどの行動に相当する。そして、最低保証に 係る保険料の積立が『保有』に相当する一方、 『移転』に相当する行動が、再保険の締結もしく は株価指数オプション (プット)(注8)を購入す るなどによるヘッジ行動である。契約時期、保 証範囲の相違だけでは説明しきれない株価下 落・円高による保険会社への影響の相違には、 保険会社による『移転』の効果もあると考えら れる。保険契約を再保険に付した場合、責任準 備金(最低保証に係る保険料積立金)を積立て る必要がなくなる。一方、株価指数オプション (プット)を購入するなど、再保険以外の方法を

用いた場合、責任準備金を積み立てる義務はな くならない代わりに、それに要した費用は株価 指数オプションによる収益によって相殺される。 実質的な効果に差異は無くとも、積立金増加率 には差が生じることになる。

以上より、株価下落・円高の影響の程度が各 社によって大きく異なる要因として、契約時期、 保証範囲の相違に加え、各社のリスク・マネジ メント手法の相違も考えられる。

[図表-8] リスク・マネジメント手法の分類



#### 4---リスク負担の増加と販売休止

ここまで、株価下落・円高の影響度が、保険 会社によって二分される理由について確認して きた。では、変額年金保険の販売休止の理由と して挙げられるリスク負担の増加とは具体的に 何を指すのだろうか。株価下落・円高による経 営体力低下等の理由もあろうが、ここではリス クを『移転』する際にかかる費用に着目する。

前述の変額年金保険を販売するリスクの例で は、再保険の締結もしくは株価指数オプション (プット)の購入などによるヘッジ行動が、『移 転』に相当したが、消費者にとって投資商品を 購入するリスクが『元本を下回ること』である

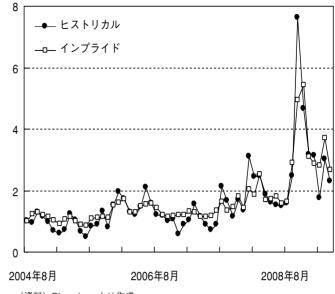
と考えるならば、最低年金原資保証型の変額年 金保険の購入は、そのリスクを保険会社に『移 転』していることに他ならない。消費者が資産 運用関係費に加え、保険会社による保証の対価 を追加的に徴収されるのと同様に、保険会社が リスクの『移転』を行うのにも、何かしらの支 払い(費用)が必要となる。ここでは、変額年 金保険における保険会社による保証と同様の効 果を持つプット・オプションの価格の推移に着 目することで、『移転』にかかる費用、つまりリ スク負担の増加を確認する。

一般にプット・オプションの価格は、対象と なる株価指数の水準、期待収益率及び変動性と いった情報、オプションの行使価格や残存期間 といったオプション固有の情報、並びにリスク のない安全資産の利子率によって決定される。 そこで、株式占率が高いほど、つまり資産価格 変動が大きいほど保証の対価が高かったことを 思い出して欲しい。同じく保証機能を有するプ ット・オプションの価格も同様に、資産価格変 動率が高いほど上昇する。そして、資産価格変 動率は資産によって異なるほか、同じ資産であ っても時点によって変化する。

図表-9の黒線(ヒストリカル)は、日経225 の日次収益率のヒストリカルデータ(月間)を 用いてその変動率を求め、2004年8月を1に基 準化したものである。また、灰色線(インプラ イド)は、プット・オプションの価格に織り込 まれる市場参加者が想定する変動率(月末値) を同様に基準化したものである。いずれも、こ こ1年間の変動率が他の期間に比して突出して 高く、以前に比べ最大で8倍弱、直近(2009年 4月)でも2倍以上になっていることがわかる。 資産価格変動率以外の価格決定要因もあるため、 変動率が2倍になると、単純にプット・オプシ ョンの価格も2倍になるわけではないものの、 株式市場などに対する先行き不透明感に起因す

[図表-9] 日経平均の変動率推移

(2004年 8 月 = 1)



(資料) Bloombergより作成

る変動率の上昇が、プット・オプションの価格 上昇、ひいてはリスク負担の増加につながった ことが理解できよう。

昨今の変動率の上昇は、100年に1度と形容さ れる世界経済の危機を受けた一時的な事象とも 考えられるが、変額年金保険の運用期間が必ず しも短くないことを鑑みると、この経験を踏ま えた対応を取ることが賢明であろう。リスク負 担の増加への対処法として、保険会社による保<br/> 証の対価(保険契約関係費)を増加させる、ま たは運用リスクを低下させる、つまり運用資産 全体の資産価格変動率が低下するように資産配 分を見直すなどの対応も考えられる。しかし、 いずれも期待収益率を低下させる行動であり、 変額年金保険に魅力的な投資商品としての性格 を求める顧客の期待感を維持することは容易で はないだろう。今回の教訓が今後どのように活 かされるのか、注目されるところである。

- (注1) 個人年金保険の新規契約件数に占める変額年金保険の件 数割合と同時期の投資信託の設定額との相関係数は0.90 であり、強い相関があると解釈できる。
- (注2) 2008年6月14日の日本経済新聞(朝刊)によると、2007 年度決算で変額年金保険の損失を計上した保険会社は6 社で、その額は計1,100億円を上回った。
- (注3) 年金原資保証型以外に、後述する受取総額保証型や、運 用期間中の最低死亡保険のみが保証されるものなど多種 に及ぶ。
- (注4) 通常、満期時に加え死亡時も元本が保証されるが、解約 時の元本は保証されない。
- (注5) 内外株式に加え、不動産投信に対する資産配分も含む。
- (注6) 契約の経過年数が増えるに従って低下する解約控除率を、 保険契約関係費より控除することにより算出した
- (注7) 受取総額保証及び、資産価格の推移によっては最低年金 原資保証ではなくなる可能性を有するものは含まない。
- (注8) オプションとはあらかじめ特定された時点に、あらかじ め特定された商品を、あらかじめ特定された価格で、買 うもしくは売る権利を指す。買う権利をコール・オプシ ョン、売る権利をプット・オプションと呼ぶ。